

大和郡山市告示第135号

平成27年8月7日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する、同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

大和郡山市長

上田 清



1. 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理町地内、野垣内町地内

3. 縦覧場所

大和郡山市都市建設部都市計画課内